

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月6日発行
Vol.636

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・八沢小学校閉校記念式典 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 3
浪江町 ----- 5
双葉町 ----- 12

●政府広報オンライン

・「さあいこう！ふくしま」！
学ぶ、食べる、楽しむ！
足立梨花さんが復興ツーリズムを
ご紹介！ ----- 17

●全国健康保険協会（協会けんぽ）

・東日本大震災に係る
令和6年3月1日以降の対応について
----- 18

●東京電力ホールディングス

・指針第五次追補等を踏まえた
追加賠償の対応状況 ----- 19
・住居確保にかかる費用(持ち家)の
賠償における賠償上限金額の
見直しについて ----- 20

●三条市News

・東日本大震災 黙祷及び献花 ----- 22

2/29 木

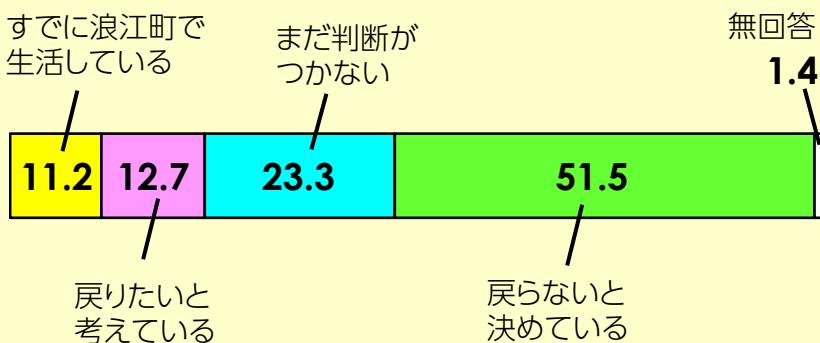


令和5年度 浪江町住民意向調査結果

浪江町の住民を対象とした住民意向調査の結果(速報版)が復興庁から公表されましたので、お知らせします。

この調査は、原発事故による避難者等のご意見・ご意向をお伺いするものとして、浪江町、福島県および復興庁の共催で実施しています。

【帰還の意向】 (単位：%)



5ページをご覧ください。

3/2 土

八沢小学校閉校記念式典

3月末で閉校する八沢小学校の閉校記念式典が、3月2日にさくらホールで開催されました。在校生や卒業生、地元住民らが全員で校歌を合唱し、学び舎での思い出を振り返りました。

同校は令和5年度末をもって150年の歴史に幕を閉じ、鹿島小と統合する予定です。式典では創作劇や、在校生と卒業生の思い出の発表が行われました。

創作劇は、学校での思い出や地域とのつながり、自分たちの未来を題材に児童が創作したもので、会場からは大きな拍手が送られました。



東日本大震災追悼式

令和6年3月11日(月)
南相馬市民文化会館「ゆめはっと」大ホール



市民税・県民税の申告は、
3月15日(金)までです



南相馬市からのお知らせ

相続登記の申請が義務化されます(令和6年4月1日から)

3月1日HP更新

福島地方法務局からのお知らせです。
令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

相続登記とは

土地や建物の所有者(登記名義人)が亡くなったことによって、その土地や建物を相続した方が、登記の名義を自分に変更する手続きのことを「相続登記」といいます。

主な内容

- 相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならないこととされました。
- 遺産分割の話し合いがまとまった場合、これにより不動産を取得した相続人は、遺産分割の話し合いがまとまった日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。
- 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象です。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

手続きについて(問い合わせ先)

相続登記は、福島地方法務局へ申請をお願いします。
法務局では、相続登記の手続案内も行っています(予約制)。

■ 福島地方法務局 相馬支局 **TEL** 0244-36-3414

▶ 福島地方法務局のホームページ
<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

**問い合わせ**

総務部 税務課 資産税係

TEL 0244-24-5227

3/3



第3回南相馬市・広野町パークゴルフ交流会

南相馬市・広野町パークゴルフ交流会が、南相馬市パークゴルフ場で開催されました。

子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるパークゴルフを通して、南相馬市民と広野町民との親睦、さらには健康増進を図ることを目的とするもので、両市町から150人が参加しました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [3/1～3/8]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市長 3月 定例記者会見
- 33分～ こども子育て本気で応援みなみそうま
“南相馬市で育休を取ろうと考えているパパへ”
- 52分～ 月刊 図書館通信 3月号
- 59分～ 全国火災予防運動 ～火を消して 不安を消して つなぐ未来～
- 68分～ 第16回南相馬市総合美術展覧会開催のお知らせ
- 69分～ もうひとつの選択肢“ADR”
- 73分～ 自分と大切な人の命を守るために ふくしまマイ避難ノート
- 79分～ 南相馬市いきいき80体操 ～筋力トレーニングSTEP1編～
- 86分～ minamisoma5.0 “産業集積のまち”編
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまくん

東日本大震災追悼式中継について

3月11日(月)南相馬市民文化会館ゆめはっとなにて開催される東日本大震災追悼式の様子を午後2時40分頃から生中継にてお伝えします。



浪江町からのお知らせ

令和5年度 浪江町住民意向調査(復興庁・福島県・浪江町共催)の結果

2月29日HP更新

浪江町の住民を対象とした住民意向調査の結果(速報版)が復興庁から公表されましたので、お知らせします。

この調査は、原発事故による避難者等のご意見・ご意向をお伺いするものとして、浪江町、福島県および復興庁の共催で実施しています。

調査概要

- 調査対象:世帯の代表者 7,222世帯
- 調査時期:令和5年11月20日～12月10日
- 調査方法:郵送配布、郵送回収
- 回収数:2,867世帯(39.7%)

調査結果【速報版】

▶ 浪江町 住民意向調査結果【速報版】[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20128.pdf>



調査結果のポイント

(1) 帰還の意向

すでに浪江町で生活している	11.2% (10.7%)
戻りたいと考えている	12.7% (12.2%)
まだ判断がつかない	23.3% (25.6%)
戻らないと決めている	51.5% (50.0%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(令和4年11月)結果

(2) まだ判断がつかない理由(上位抜粋)

医療環境に不安があるから	62.8% (62.6%)
避難先の方が、生活利便性が高いから	44.8% (41.3%)
生活に必要な商業施設などが不足しているから	41.2% (40.8%)
元の住家を解体しており、戻る家がないから	40.2% (38.5%)
介護・福祉サービスに不安があるから	39.1% (36.5%)

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

次ページへ続きます

(3) 戻らないと決めている理由(上位抜粋)

すでに生活基盤ができているから	56.4% (52.2%)
元の住家を解体しており、戻る家がないから	54.2% (49.7%)
避難先の方が、生活利便性が高いから	41.9% (43.0%)
医療環境に不安があるから	41.2% (39.3%)
生活に必要な商業施設などが不足しているから	26.8% (25.2%)

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

他自治体の住民意向調査については、復興庁ホームページをご参照ください。

▶ 原子力被災自治体における住民意向調査(復興庁)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/index.html>



問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

浪江町営大平山霊園について

3月1日HP更新

浪江町営大平山霊園は、東日本大震災により被災した方々の共同墓地となっています。請戸地区の大平山の北東部に位置し、墓地からは太平洋を望むことができる景観を持っています。

今回、区画が3区画空いたため抽選会を実施します。

▶ 配置図[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19985.pdf>



なお、補欠者につきましても、3人抽選します。

所在地

浪江町大字請戸字北館ノ内および南館ノ内

次ページへ続きます 

使用者の資格

- (1) 本町に住所を有する方、または、平成23年3月11日時点で本町に住所を有していた方
- (2) 祭祀を主宰する者であること
- (3) 現に焼骨(分骨でないものに限る。)、遺髪その他これに類するものを所持していること

規格

- 使用区画は一律で4m²(2m×2m)
- 使用する墓石は統一規格になります。詳しくは、「浪江町営大平山霊園規格」をご覧ください。

使用料

墓地の使用料については、浪江町営大平山霊園管理条例で定めておりますが、1区画あたり150,000円となります。

管理料

年間 2,000円

その他

利用申し込みの提出前に「浪江町営大平山霊園 利用についての注意事項」をご覧ください。

▶ 浪江町営大平山霊園利用申込書 [Word]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19986.docx>



▶ 浪江町営大平山霊園利用申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20139.pdf>



▶ 浪江町営大平山霊園利用申込書記入例 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20140.pdf>



▶ 浪江町営大平山霊園墓石規格 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19988.pdf>



▶ 浪江町営大平山霊園 利用についての注意事項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20141.pdf>



問い合わせ

建設課 土木管理係

TEL 0240-34-0243

風景づくりアンケートへのご協力をお願い

浪江町では50年、100年後に浪江町民の誇りとなる風景を残し、またつくりだすための検討(景観づくり)を行っています。

町のどんな風景・どんな場所を大事にしていくかを考えるため、皆さんの「思い出の場所・好きな場所」「浪江町らしいと思う場所」をお聞かせください。

皆さまの回答が、これからの浪江町の景色をつくる一歩になります。
10分程度で終わる簡単なアンケートですので、ぜひご回答ください。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●アンケート回答締め切り 3月14日(木)

▶アンケートURL

<https://forms.office.com/e/99phnrSLt3>



浪江町の 風景づくり アンケート

実施期間 3/1 (金) ~ 3/14 (木)



問い合わせ

市街地整備課 整備係

TEL 0240-23-6926

「さあいこう！ふくしま」！学ぶ、食べる、楽しむ！で浪江町が紹介されました

タレントの足立梨花さんが、震災の教訓や復興の状況を学びながら、さらにその土地の食や文化を楽しむ“復興ツーリズム”をテーマに福島県浜通り地域を旅しました。

浪江町にも訪れ、震災遺構 浪江町立請戸小学校、道の駅なみえ、いこいの村なみえに足を運びました。

その様子は、政府広報動画 「さあいこう！ふくしま」！学ぶ、食べる、楽しむ！足立梨花さんが復興ツーリズムをご紹介！でご覧いただけます。ぜひご覧ください。

▶ 政府広報オンライン

「さあいこう！ふくしま」！学ぶ、食べる、楽しむ！足立梨花さんが復興ツーリズムをご紹介！

<https://www.gov-online.go.jp/useful/202402/video-278784.html>



※浪江町の紹介は3:12～です。



「住みたい田舎ベストランキング」で1位獲得

宝島社が発行する「田舎暮らしの本」(2024年2月号)で発表された「2024年版第12回住みたい田舎ベストランキング」の「人口1万人未満の町」の中で総合部門、若者世代・単身者部門の2つの部門で1位を獲得しました。

町内にはさまざまな産業などがあり、就労を選択しやすいことが評価されました。引き続き、町では地域の魅力発信を始め、移住推進に取り組んでまいります。



一般社団法人まちづくりなみえから「住みたい田舎ベストランキング」で1位獲得を吉田栄光町長に報告

浪江にじいろこども園 雪遊び

2月6日(火)、浪江にじいろこども園の園庭において雪遊びが行われました。

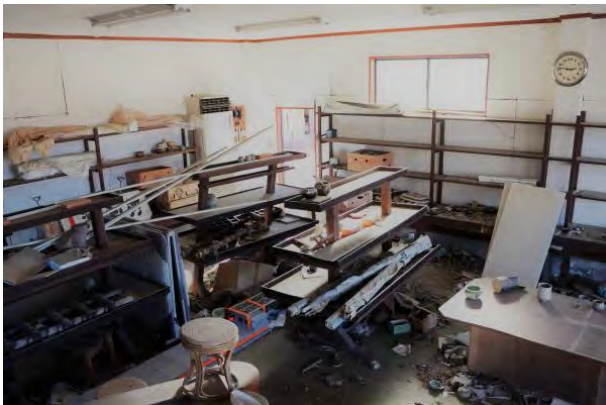
普段町内で雪を見ることが少ない園児たちは、冷たい雪を手で触り、雪の上を走ったり、歩いた時の踏みしめる音を耳で聞きながら、冷たい空気を思いっきり吸って浪江の冬を体感していました。



震災遺構型アーティストインレジデンスプロジェクト

2月16日(金)、大堀相馬焼の窯元「松永窯」の旧店舗(井出地区)を手作りの震災遺構として保存する「震災遺構型アーティストインレジデンスプロジェクト」と題して無料公開されました。

店舗1階は東日本大震災の発生時刻のまま止まった壁掛け時計や、大きな揺れで棚から落ちて割れた壺や器などがほこりをかぶって散らばったまま保存されていました。



13年ぶりに社殿に田植踊を奉納した安波祭が開催

2月18日(日)、再建された苕野神社において300年以上前から続く祭事「安波祭」が開催されました。

青空の下、神楽や請戸芸能保存会の踊り手12人が色鮮やかな衣装を着て田植踊を奉納しました。





双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

3月1日HP更新

東日本大震災から13年 ―着実に復興の歩みを進める―

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から3月11日で丸13年が経とうとしています。

令和6年の新しい年を迎えたばかりの元旦の午後、最大震度7の能登半島地震が発生し、大規模な災害に見舞われました。あれから2カ月が過ぎましたが、今もなお被災した多くの皆さんが不自由な生活を強いられています。長期にわたる避難生活を経験している私たちだからこそ余計にその大変さや辛さがわかります。被災された皆さまの心と体の健康と一日も早い復旧・復興を願わずにはられません。双葉町としては、石川県、富山県、石川県志賀町、輪島市、新潟県柏崎市、刈羽村にそれぞれお見舞金をお送りしました。その他、福島県と連携して職員の派遣を調整するとともに、ペットボトルの水などの支援物資の提供を予定しています。さらに本庁舎窓口や各支所に「令和6年能登半島地震災害義援金」の募金箱を設置して、来庁者や職員からのお見舞金をお送りする予定です。

さて、双葉町は令和5年を復興の加速化元年と位置付けし、各種復興事業に取り組んでまいりました。昨年1月には震災後初めて町内で双葉町ダルマ市を開催しました。2月には、双葉町診療所が開所し、11月からオンライン服薬指導実証事業も始まっております。5月には学校設置検討委員会を設置し、双葉町の学校教育のあり方や町内での学校再開時期等について検討を進め、本年3月末には教育基本構想がまとまります。7月にはJR双葉駅前未来双葉会の主催により13年ぶりに双葉町盆踊りを開催していただき、懐かしい相馬盆唄が町内に響きわたりました。8月には町産業交流センター内にコンビニエンスストアがオープンし、町内での買い物環境が大きく改善しました。そして、地域の安心・安全を守るため消防団第1分団、第2分団屯所が落成しました。9月には帰還困難区域のうち「特定帰還居住区域」として下長塚・三字行政区の復興再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受け、両行政区の一部で12月20日から、除染や建物解体が始まりました。また、新たな区域を追加するため国等との協議を進めているところであり、住民の皆さまからいただいたご意見を反映し、国に申請する予定です。引き続き、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて粘り強く国に要望してまいります。10月には双葉町消防団秋季検閲式を震災後初めて町内で開催しました。

次ページへ続きます 

さらに、中野地区復興産業拠点では、4月に浅野撚糸(株)双葉事業所がグランドオープンし、6月には温浴施設と居酒屋を兼ね備えた「さくらの里双葉」がオープン。7月にはフレックスジャパン(株)「ひなた工房双葉」が開所。10月には不動産業の大和ライフネクスト(株)と企業立地協定を締結。大和ライフネクスト(株)は、令和7年度完成を目指して双葉町にカンファレンスホテルを建設します。現在23件の企業と企業立地協定を締結し、18社が操業を開始しております。

大震災から14年目となる辰年の今年は、努力してきたことが実を結んで成就する年と言われています。今後も復興まちづくり計画(第三次)の実現に向けて各種復興事業に取り組み、着実に復興の歩みを進め、引き続き町民の皆さまの生活再建に努めてまいります。

草木が芽吹き春の訪れが感じられるようになりましたが、三寒四温で寒暖の差が大きい日が続きます。また季節の変わり目ですので体調管理には十分気をつけてお過ごしください。よろしくお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町民の避難状況(令和6年2月29日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	10	福井県	2	広島県	3
青森県	17	山梨県	14	山口県	3
岩手県	8	長野県	14	徳島県	-
宮城県	249	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	12	静岡県	27	愛媛県	5
山形県	13	愛知県	13	高知県	-
茨城県	446	三重県	1	福岡県	9
栃木県	151	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	41	京都府	9	長崎県	5
埼玉県	743	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	158	兵庫県	2	大分県	4
東京都	369	奈良県	1	宮崎県	4
神奈川県	163	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	117	鳥取県	1	沖縄県	4
富山県	10	島根県	13	国外	6
石川県	11	岡山県	3	合計	2,693

(前月 2,695)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	221	鏡石町	15	小野町	1
会津若松市	39	天栄村	3	広野町	35
郡山市	582	下郷町	2	檜葉町	19
いわき市	2,055	只見町	2	富岡町	14
白河市	167	南会津町	3	川内村	3
須賀川市	61	猪苗代町	4	大熊町	5
喜多方市	6	会津坂下町	12	双葉町	41
相馬市	51	会津美里町	2	浪江町	7
二本松市	21	西郷村	27	新地町	7
田村市	15	泉崎村	8	合計	3,834
南相馬市	262	中島村	1	(前月 3,841)	
伊達市	13	矢吹町	24		
本宮市	37	棚倉町	11		
桑折町	4	埴町	7		
川俣町	1	平田村	4		
大玉村	11	三春町	31		

避難者総数

6,527

(前月 6,536)

双葉町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円の追加給付)の支給について

3月4日HP更新

物価高騰による負担増を踏まえ、住民非課税世帯等の生活を支援するため、給付金を支給しています。なお、本給付金は差押禁止等および非課税の対象となります。

対象世帯

基準日(令和5年12月1日)に双葉町に住民登録がある住民税非課税世帯
(同一の世帯に属する全員が令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない世帯)

支給額

1世帯当たり 7万円

手続きについて

(1) 住民税非課税世帯(世帯に未申告者なし)

手続きは不要です。令和5年度11月から支給実施の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」で受給実績のある世帯主様名義の口座へ振り込みを行います。

(2) 上記以外(住民税非課税世帯(世帯に未申告者あり)、家計急変世帯)

令和4年度中の収入に関する申告を行っていない方につきましては、別途通知し、課税所得状況を確認します。

家計急変世帯の方が本給付金等の支給を希望される場合は、別途申請が必要です。以下申請書をダウンロードし、令和6年3月15日役場必着にてご提出ください。

▶【様式第3号】

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金7万円の追加給付申請書(請求書) [Word]
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15084/youshiki_03.docx



(3) 支給期日

上記(2)に係る申請書内容の不備(世帯主・口座情報の確認が取れない、所得未申告等)により、令和6年3月29日(金)までに町からの支給が完了できない場合、当該申請は取り下げられたものとみなします。

次ページへ続きます 

支給日について

(1)に該当する方につきましては、令和6年2月29日に振り込みを完了しております。
それ以外の方については、順次対応いたします。

※ 本給付金の受給は1回までです。(1)の対象世帯の方が、(2)の対象世帯として重複して申請・受給することはできません。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

令和6年度双葉町奨学生募集のお知らせ

3月1日HP更新

申し込み資格

- 高等学校(高等専門学校を含む)、専修学校、大学、大学院に在学する者または令和6年度入学予定者 (職業能力開発促進法に基づく学校等を含む。)
- 前項の学校等に入学するまでの間、保護者とともに5年以上住民登録をしていること
- 経済的理由により就学困難と認められること
- 国、県またはほかの団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと

貸与期間

在学校の正規の修業期間

貸与額(月額)

- 高等学校(高等専門学校を含む) … 15,000円
- 専修学校(修業年限2年以上) … 20,000円
- 国、公立大学 … 35,000円
- 私立大学(短期大学を含む) … 40,000円
- 大学院 … 40,000円

返還の方法

卒業月の6カ月後から10年以内に奨学資金の全額を半年賦で返還していただきます。
希望により一括返還することもできます。
利子は無利子です。

次ページへ続きます 

申込受付期間

4月1日(月)～5月10日(金)

※ ただし、家計の急変などで緊急に奨学資金を必要とする場合は、受付期間を過ぎても採用しますので、双葉町教育委員会教育総務課にご相談ください。

申請書類について

申し込みを希望される方は、双葉町教育委員会教育総務課において申請書類を交付します。また、電話での依頼による申請書類の郵送も行いますのでご連絡ください。

【申請書類の請求、提出先】 ※郵送での提出も可
〒974-8212 いわき市東田町二丁目19-4
双葉町教育委員会 教育総務課
TEL 0246-84-5210

双葉町公式YouTubeチャンネルから

ニュースふたば

【双葉南・北小学校創立150周年(仮設校舎10周年)を祝う会】

2月20日双葉町立学校仮設校舎にて、双葉南・北小学校の創立150周年、あわせて仮設校舎10周年を祝う会が開催されました。

▶ <https://youtu.be/w3GRTqJv56Q>



「さあいこう！ふくしま」！学ぶ、食べる、楽しむ！足立梨花さんが復興ツーリズムをご紹介！

タレントの足立梨花さんが、震災の教訓や復興の状況を学びながら、さらにその土地の食や文化を楽しむ“復興ツーリズム”をテーマに、福島県の浜通り地域を旅します。

震災遺構で東日本大震災の教訓を学んで、福島牛や三陸・常磐ものを食べて、絶景や水族館、乗馬なども楽しめます！「さあいこう！ふくしま」！

▶ 政府広報オンライン

「さあいこう！ふくしま」！学ぶ、食べる、楽しむ！足立梨花さんが復興ツーリズムをご紹介！

<https://www.gov-online.go.jp/useful/202402/video-278784.html>



(双葉町、浪江町、南相馬市、相馬市、檜葉町、広野町、いわき市の順で紹介されています。)

問い合わせ

内閣府大臣官房政府広報室

TEL 03-5253-2111 (代表)

東日本大震災に係る全国健康保険協会の 令和6年3月1日以降の対応について

協会けんぽおよび船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和6年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

令和6年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を令和6年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

なお、一部負担金免除措置につきましては、令和7年度から避難指示解除地域ごとに段階的に終了する予定となっております。

対象区分	有効期限
現に帰還困難区域に指定されている区域の方	令和7年2月28日
次の区域等の方であって、上位所得層(※2)に該当しない方(※3) ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・旧帰還困難区域の方 ・旧居住制限区域の方 ・旧避難指示解除準備区域の方 ・旧特定復興再生拠点区域の方(令和6年9月30日までは有効)	令和7年2月28日

- (※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。
- (※2) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。
- (※3) 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

【ご注意ください】

会社を退職するなどして保険証が変わった場合には、今回お届けした免除証明書は使用できなくなりますので、新しい保険証の発行者にあらためて一部負担金の免除の申請をしていただき、免除証明書の交付を受けてください。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 新潟支部

TEL 025-242-0260

中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

2月27日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 2月22日現在 ()内は1月24日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約131万人 ※1	(約128万人)
(内訳) ご請求書発送	約111万人	(約108万人)
ウェブ請求受付	約19万人	(約19万人)

※1: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 2月22日現在 ()内は1月24日現在

	累計	
ご請求受付人数	約117万人 (約112万人) ※2	
お支払い完了人数※3	約106万人 (約93万人)	

※2: ウェブ請求の方、約19万人を含む。

※3: お支払い予定の方を含む。

③ご請求いただいていない方への対応

当社からお送りしているご請求書をご返送いただいていない方や、当社からご請求書をお送りできていない方(以前お住まいの住所からお引っ越しされている方や、当社にご登録いただいている世帯代表者をご逝去されている場合など)にご請求いただくため、以下の取り組みを進めています。

なお、お心当たりのある方におかれましては、当社へのご連絡をお願いしています。

【当社連絡先: ☎0120-926-470】

実施事項	開始時期	実施内容
ダイレクトメールの送付	1月31日	ご請求書をご返送いただいていない方に対して、ご請求いただくことをお願いするダイレクトメールを11月20日から送付しています。そのうち、まだご返送いただいていない方を対象に再度ダイレクトメールを送付しています。
	2月28日(予定)	上記に追加して、まだご請求書をご返送いただいていない方、約3.6万人に対して、ご請求いただくことをお願いするダイレクトメールの送付を予定しています。
広告出稿の継続	2月1日	ご請求書の発送依頼をいただいてなく、当社で住所を把握していない方に対しても、1月まで福島県内を中心に、新聞やテレビ、ウェブ、ラジオ、バス広告等を通してご請求いただくことをお願いしていましたが、2月も、新聞、テレビ、ウェブ広告を実施しており、3月以降も継続していく予定です。

住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償における 賠償上限金額の見直しについて

3月1日

当社福島第一原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、これまで当社事故発生時点で持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償として、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な追加的費用を賠償上限金額^{※1}の範囲内でお支払いしております。(2014年4月30日、2016年2月18日、2017年2月13日、2019年2月12日お知らせ済み)

このたび、本年2月5日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額を見直しさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる方

当社事故発生時点にお住まいであった住所と同一所在に、宅地または借地権のいずれかを所有・設定されている方のうち、原子力損害賠償紛争審査会で移住先標準宅地単価が見直された本年2月5日(以下、「基準日」)以降、住居確保にかかる費用の賠償において、「移住先住居の再取得費用」を初めてご請求される方を対象とさせていただきます。

なお、すでに「移住先住居の再取得費用」をご請求いただいている場合でも、基準日時点において、「確定賠償^{※2}」の金額が、見直し前の賠償上限金額に達していない方につきましては見直しの対象とさせていただきます。

2. 見直し内容

本年2月5日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が45,000円/m²から48,000円/m²に見直されたことに伴い、宅地・借地権の再取得費用の賠償上限金額を見直しさせていただきます。

3. 取り扱い見直しの適用時点

基準日以降にご請求いただいた際に適用させていただきます。

4. その他

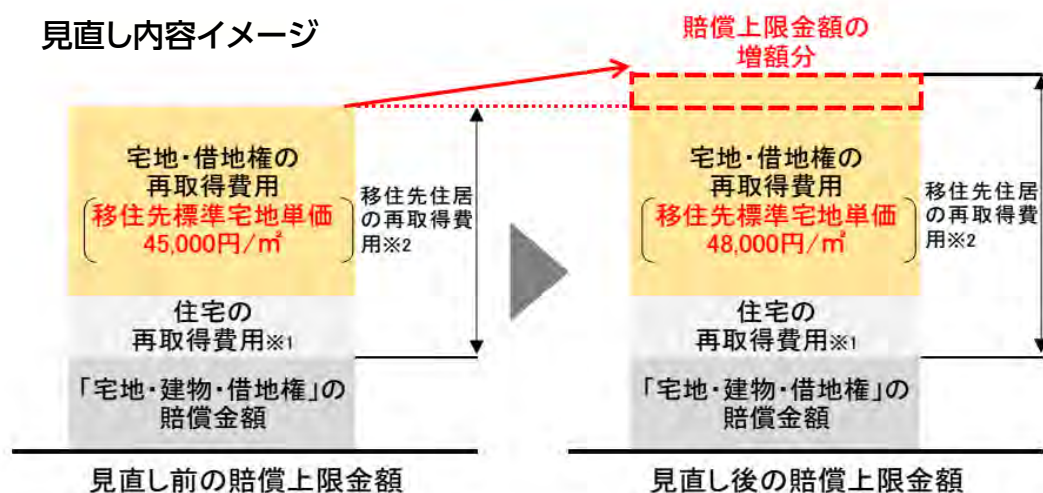
対象となる方につきましては、順次、今回の見直し内容に関するダイレクトメールをお送りさせていただきます。また、今回の見直しによる具体的な賠償上限金額につきましては、個別にお知らせいたしますので、当社コールセンターまたはご相談窓口にご連絡ください。

次ページへ続きます 

※1 賠償上限金額は、「宅地・建物・借地権」の賠償金額に、「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において示された算定方法により対象資産ごとに算定した金額を加算して設定させていただいております。なお、原子力損害賠償紛争審査会における移住先標準宅地単価の見直しにあわせて、賠償上限金額は都度見直されております。

※2 確定賠償は、費用が実際に発生した後に領収書等をご提出いただき、賠償金をお支払いさせていただきご請求方法です。

<参考> 見直し内容イメージ



※1 住宅の再取得費用の算定式は以下のとおり

$$\text{住宅の再取得費用} = (\text{算定対象資産の想定新築価格} - \text{算定対象資産の時価相当額}) \times 75\% + \text{住宅の再取得にかかる諸費用}$$

※2 住居確保にかかる費用（持ち家）の賠償において「移住」をご選択されたご請求者さまについては、ご請求いただいた金額がすでにお支払いさせていただいている宅地・建物・借地権の賠償金額を超えた場合に、超過分を「移住先住居の再取得費用」の範囲内で賠償させていただきます。

【宅地・借地権の再取得費用の算定式】

$$\text{宅地・借地権の再取得費用} = \left(\left(\text{従前の宅地面積 (上限 250 m}^2) \times \text{移住先標準宅地単価 } 45,000 \text{円/㎡} \right) - \left(\text{従前の宅地面積 (上限 400 m}^2) \times \text{従前の宅地単価} \right) \right) \times 100\% \text{※3※4} + \text{宅地・借地権の再取得にかかる諸費用※5}$$


※3 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」にもとづき、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で移住先住居の再取得費用をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。

※4 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

※5 宅地・借地権の再取得にかかる諸費用も変更の対象となります。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先>

福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル
 0120-926-596
 午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))
 午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

東日本大震災 黙とう 及び 献花

東日本大震災から13年を迎える3月11日(月)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

- 献花式に参列希望の方は、開始時刻の午後2時45分までに会場にお越しください。
- 献花用のお花は会場にてご用意いたします。

- とき **3月11日** 月 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 三条市
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日は総合福祉センター開館時間内でどなたでも献花を行っていただけます。



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2024.3.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511